

IV 町会の加入促進について

町会は、任意の団体であるため、住民に加入を強制することはできませんが、同じ地域に住む者同士、一緒に活動をしてほしいと思うのは当然のことです。どうすれば加入のきっかけをつくることができるでしょうか。

1 勧誘について

(1) 勧誘するタイミング

【引っ越ししてきた住民に対して】

できるだけ早く勧誘を行いましょう。引っ越してきた方も、町内の方がわからずに不安で、町会からの声かけを待っているかもしれません。

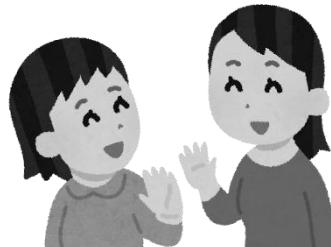
町会の活動内容を簡単に記載したチラシやあいさつ状を配付するのもいいかもしれません。

また、生活が落ち着いてくると、町会に入らなくても、この生活が保てるという気持ちになってしまふので、できるだけ早く勧誘を行いましょう。

【長年住んでいる住民に対して】

長年住んでいる住民に対する勧誘は、タイミングを図るのがなかなか難しいかもしれません。

お祭りなどの行事開催の際に声をかけたり、日常のなか（例えば、ごみ出しをしている場面など）で声をかけて信頼関係を築いてから、勧誘を行うなど、工夫が必要かもしれません。



(コラム⑪) 町会連合会から「町会加入等取次依頼書」が届いたら…

町会連合会から「町会加入等取次依頼書」が届いたら、どのように対応していますか？

依頼書を記入した方から「依頼書を提出したのに、町会から連絡が来ないがどうなっているのか」という連絡が市や町会連合会に入るケースがあります。

依頼書には連絡先が記入されているので、すみやかに連絡をとり、依頼書を受け取ったこと、また、依頼書送付のお礼を伝えましょう。

その際に訪問の日時を決め、活動内容の説明に行きましょう。

(2) 勧誘するときに準備するもの

規約や町会だよりなどを持っていき、町会がどのような組織で、地域のためにどのようなことを行っているのか積極的に伝えましょう。

また、その際には、相手のニーズにあった情報を提供するよう心がけましょう。

(例) 声をかける内容

(例1) 引っ越したばかりで、段ボールの処理に困っている住民には…



町会では、○曜日に集団資源回収を行っています。

ご協力いただいた方には○○をお配りしています。

(例2) 幼稚園の子どもがいる家庭には…



小学校にお子様が入学する際には、入学のお祝いをお渡しできます。

子どもたちの安全を守るために、交通安全パトロールなども行っていますよ。

(例3) 1人暮らしで、そこまでコミュニティに関心がない住民には…



町内にある街路灯は、町会が管理しているものが多くあり、電気料金などを支払ったり、暗い場所に新たに設置するなど、会員が協力して維持管理しています。

2 情報発信について

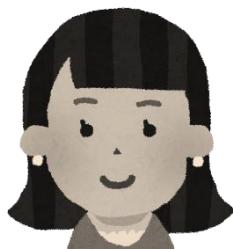
(1) 広報紙を作成するときに工夫できること

様々な活動のお知らせや告知には、町会だよりなどの広報紙や、チラシを使ってPRをしている町会が多いと思います。これらは、最も身近な情報発信の手法として有効です。

次に興味をもって読んでもらえる広報紙にするための工夫例を紹介しているので、参考にしてみてください。

(例) 広報紙の工夫の仕方

(例1) 手書き風のフォントを利用してお知らせをしてみる。



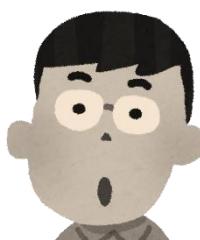
いつもパソコンの文字に見慣れているから、手書き風だと目にとまる！

(例2) 見出しを工夫して、興味を引く。



面白い見出しだと、本文も気になって読みたくなる！

(例3) 文字を少なくする。



堅い文章は苦手だけど、イラストなどが入っていると、読みやすい！

(2) 回覧板以外の情報発信ツール

多くの町会は、情報発信の手段として回覧板を活用していると思いますが、回覧板は、住民同士のつながりを生んだり、インターネットを使う機会がない方にとって、重要な情報ツールになっています。

しかし、町会加入者しか使うことのできないツールでもあるので、より多くの人に情報を発信するツールとして、次のようなものもありますので、参考にしてみてください。

(例) 回覧板以外の情報発信ツール

- みんなに知ってもらいたい内容については、回覧板ではなく、掲示板を活用したり、業者にポスティングを依頼する。
- ホームページを作成し、町会総会資料や活動内容を公開する。
- Facebook や Instagram, X (旧 Twitter) など近年利用が多いSNSにより、活動内容や地域情報を発信する。



(コラム⑫) 市HPには、町会の区域や事務所の連絡先が掲載されている！

市のホームページには、市民の方がより簡単に町会の情報にアクセスできるよう、各町会の区域や事務所の連絡先が掲載されています。

掲載情報に変更があった場合は、ホームページを作成している市民部市民・男女共同参画課（☎21-3139）に連絡をしましょう。